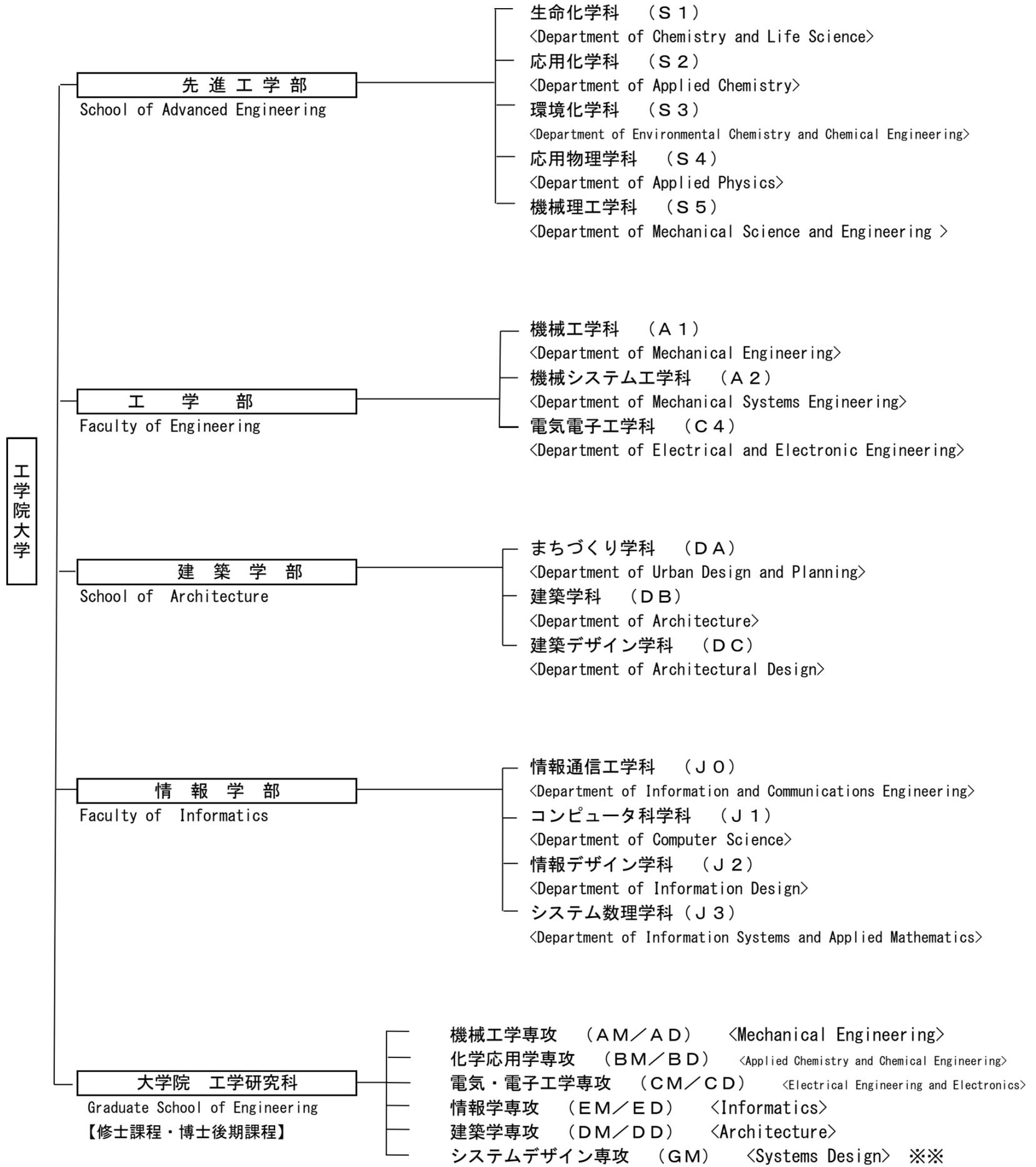


工 学 院 大 学  
KOGAKUIN UNIVERSITY



※※修士課程のみ

2018(平成30)年度 大学教員役職者名簿

2018/3/12  
学務部学務課

組織	旧学科	所属	学長選任	役職	職位	氏名	新任
大学		学長室	一	学長	教授	佐藤 光史	
			○	副学長(統括・企画担当)	教授	鷹野 一朗	
			○	副学長(教学担当)	教授	渡部 隆史	
			○	副学長(安全推進・学生支援担当)	教授	遠藤 和義	
			○	副学長(大学院担当)	教授	今村 保忠	
大学院		研究科	○	大学院研究科長	教授	今村 保忠	
		機械工学専攻	○	大学院専攻長	教授	伊藤 慎一郎	
			○	大学院副専攻長	教授	鈴木 健司	*
		化学応用学専攻	○	大学院専攻長	教授	高羽 洋充	*
			○	大学院副専攻長	教授	小山 文隆	
		電気・電子工学専攻	○	大学院専攻長	教授	高橋 泰樹	
			○	大学院副専攻長	教授	福岡 豊	*
		情報学専攻	○	大学院専攻長	教授	真鍋 義文	*
			○	大学院副専攻長	教授	中島 弘史	*
		建築学専攻	○	大学院専攻長	教授	笥 淳夫	*
		○	大学院副専攻長	教授	柳 宇	*	
	システムデザイン専攻	○	大学院専攻長	教授	新井 敏夫		
		○	大学院副専攻長	准教授	菱田 博俊	*	
先進工学部			○	学部長	教授	本田 徹	
		生命化学科	○	学科長	教授	南雲 紳史	
				幹事	准教授	辛 英哲	*
		応用化学科	○	学科長	教授	大倉 利典	
				幹事	教授	阿相 英孝	
		環境化学科	○	学科長	教授	並木 則和	
				幹事	准教授	赤松 憲樹	
		応用物理学科	○	学科長	教授	斎藤 秀俊	
				幹事	准教授	尾沼 猛儀	
		機械理工学科	○	学科長	教授	武沢 英樹	
			幹事	准教授	金丸 隆志		
				総合幹事	教授	坂本 哲夫	
工学部			○	学部長	教授	橋本 成広	*
		機械工学科	○	学科長	教授	立野 昌義	
				幹事	准教授	山本 崇史	*
		機械システム工学科	○	学科長	教授	大石 久己	*
				幹事	准教授	桐山 善守	
		電気電子工学科	○	学科長	教授	森下 明平	
				幹事	准教授	向井 正和	*
				総合幹事	教授	西谷 要介	*
	旧	応用化学科	○	学科長	教授	南雲 紳史	
	旧			幹事	講師	杉山健二郎	*
	旧	環境エネルギー化学科	○	学科長	教授	並木 則和	
	旧			幹事	准教授	桑折 仁	*
	旧	情報通信工学科	○	学科長	教授	水野 修	
	旧			幹事	准教授	山口 実靖	*
	旧	情報通信メディア工学科		第2部主任	教授	杉山 隆利	
旧	建築学科	○	学科長	教授	山下 てつろう		
旧			幹事	准教授	境野 健太郎	*	
旧	建築都市デザイン学科	○	学科長	教授	西森 陸雄		
旧			幹事	教授	富永 祥子		
旧	建築学科		第2部主任	教授	小野里 憲一		
建築学部			○	学部長	教授	野澤 康	
		まちづくり学科	○	学科長	教授	横山 計三	*
				幹事	教授	西川 豊宏	
		建築学科	○	学科長	教授	山下 てつろう	
				幹事	准教授	境野 健太郎	*
	建築デザイン学科	○	学科長	教授	西森 陸雄		
			幹事	教授	富永 祥子		
情報学部			○	学部長	教授	管村 昇	
		情報通信工学科	○	学科長	教授	水野 修	
				幹事	准教授	山口 実靖	*
		コンピュータ科学科	○	学科長	教授	田中 輝雄	
				幹事	教授	位野木 万里	
		情報デザイン学科	○	学科長	教授	蒲池 みゆき	
				幹事	准教授	福田 一帆	*
	システム数理学科	○	学科長	教授	三木 良雄		
			幹事	准教授	北山 大輔	*	
				総合幹事	准教授	橋 完太	*
グローバルエンジニアリング学部	旧		○	学部長	教授	本田 徹	
	旧	機械創造工学科	○	学科長	教授	武沢 英樹	
	旧			幹事	准教授	金丸 隆志	
留学生別科			○	別科長	教授	渡部 隆史	
教育推進機構			○	機構長	教授	林 真理	
				第2部主任		なし	
		基礎・教養科	○	科長	教授	加藤 潔	
				幹事	准教授	大竹 敦人	
		国際キャリア科	○	科長	教授	吉田 司雄	
				幹事	助教	山田 朋美	*
		保健体育科	○	科長	教授	数馬 広二	
			幹事	准教授	武田 典子		
	教職課程科 (学芸員課程含む)	○	科長	教授	内山 宗昭		
			幹事	准教授	安部 芳絵		
教育支援機構			○	機構長	教授	渡部 隆史	
		情報科学研究教育センター	○	所長	教授	馬場 健一	
		図書館	○	館長	教授	加藤 潔	
		学習支援センター	○	所長	教授	加藤 潔	
		教育開発センター	○	所長	教授	吉田 司雄	
	科学教育センター	○	所長	教授	森下 明平	*	
	ものづくり支援センター	○	所長	教授	久保木 功		
総合研究所			○	所長	教授	鷹野 一朗	
国際交流委員会			○	委員長	教授	中島 幸雄	

\*は2018年度新任  
職位は2018年4月現在

## 工学院大学の教育研究上の目的

本学は、近代日本の技術立国を支えた工手学校を起源とし、「學術の應用が緊要なり」という建学以来の教育理念のもと、問題解決の指揮をとる多彩なプロフェッショナルを輩出してきた。

この伝統を受け継ぎ、「現代社会が直面する問題の解決に資する知の創造やその応用手法の確立」を研究の目的とし、それらの研究をもとに、「時代の要請に応じて、世界のあらゆるところで直面する現実の問題を、學術を応用して解決し、ひいてはその活動の指揮がとれる、能力・意欲・人間性を兼ね備えた人材の育成」を教育の目的とする。

## 工学院大学 先進工学部の教育研究上の目的に関する規則

### (本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、先進工学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

### (先進工学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える眼を養い、さらに自然科学の基本原則を踏まえ、それらと工学との融合による近未来の科学技術イノベーション実現に意欲をもち、社会に貢献するための人間性を兼ね備えた技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

### (先進工学部各学科の教育研究上の目的)

第3条 前条に定める先進工学部の教育研究上の目的を踏まえ、先進工学部各学科の教育研究上の目的を次のように定める。

#### ① (先進工学部生命化学科の教育研究上の目的)

本学科は、複雑な生命の営みを様々な物質や化学反応との関わりから理解していくことを目指し、化学・生命科学分野の基礎研究およびその応用に携わる。また、その活動を通じて、生命に向き合う倫理観と困難な研究課題に取り組むための基礎的な能力を兼ね備えた生命化学研究者や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

#### ② (先進工学部応用化学科の教育研究上の目的)

本学科は、『「くらし」を支え「みらい」を拓く化学のちから。』を基礎理念としている。「くらし」を支え「みらい」を拓くための課題に対して、化学の力を使って積極的に取り組むことによって、食品・バイオから次世代エネルギー素材まで、さまざまな産業分野で広く活躍できる健全で幅広い視野、基礎学力、および実践力を備えた化学技術者・研究者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

#### ③ (先進工学部環境化学科の教育研究上の目的)

本学科は、現代社会が直面する問題の解決に資する知の創造とその応用手法の確立を目的とする環境化学の分野において研究に携わり、さらに研究をもとに時代の要請に応じて世界のあらゆる場所で直面する環境に関連する諸現実の問題を解決するための実践的な研究開発能力を持ち、環境化学に関連する幅広い複合的な研究領域で活躍できる技術者、研究者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的と

する。

④（先進工学部応用物理学科の教育研究上の目的）

本学科は、現代社会や自然環境が直面する問題の解決に資する知の創造を主に物理学の分野に求め、物理学およびその学際領域への実践的研究に携わることで、この分野の発展に努めその応用手法の確立に貢献する。ひいては、応用物理学における研究活動の成果によって、世界の直面する問題に対処し解決できる技術者、研究・開発者、教育者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

⑤（先進工学部機械理工学科の教育研究上の目的）

本学科は、現代社会が直面する問題の解決に資する知の創造と、その応用手法の確立を目的とする機械理工学の分野において研究に携わり、さらに研究をもとに時代の要請に応じて世界のあらゆるところで直面する現実の問題について機械工学を駆使して解決し、ひいてはその活動の指揮を執るための能力を有する技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

（改廃）

第5条 この規則の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

## 工学院大学工学部の教育研究上の目的に関する規則

### (本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、工学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

### (工学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて専門家としての科学と技術を身につけ、世界で活躍できる技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

### (工学部各学科の教育研究上の目的)

第3条 前条に定める工学部の教育研究上の目的を踏まえ、工学部各学科の教育研究上の目的を次のように定める。

#### (1) (工学部第1部機械工学科の教育研究上の目的)

本学科は、機械の原理やメカニズムのみならず機械の材料や製作法についての基礎知識を教授し、新しい機能の機械を効率的、高信頼性をもって設計・製作する独創力、総合力を養う。さらに、地球や人間社会の多面的な視野を養い、技術者倫理、コミュニケーション能力の向上を図り、実践力を有する技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

#### (2) (工学部第1部機械システム工学科の教育研究上の目的)

本学科は、機械工学を基本として、横断的科学技術分野を融合させた領域である機械システムの基礎知識を教授し、企画・設計・管理する能力と柔軟な発想能力を養う。また、地球や人間社会における多面的な視野を養い、技術者倫理、コミュニケーション能力の向上を図ることにより、創造的に活躍できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

#### (3) (工学部第1部応用化学学科の教育研究上の目的)

本学科は、より良い“暮らし”をつくり、また“いのち”を支えるための課題に化学の立場から積極的に取り組むことによって応用化学、生命化学、及び医薬・食品化学に関わる分野で広く活躍できる健全で幅広い視野、基礎学力、及び実践力を備えた化学技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

#### (4) (工学部第1部環境エネルギー化学学科の教育研究上の目的)

本学科は、人類の豊かな生活を支える化学の立場から、実践的な1)環境技術、2)エネルギー技術、及び3)材料技術を教授することを通して、環境問題やエネルギー問題に果敢に

挑戦し解決できる実践的かつ独創的な技術者を養成し、もって「持続型社会をささえる科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(5) (工学部第1部電気システム工学科の教育研究上の目的)

本学科は、電気エネルギーに基軸を据えつつ、さらに最新の情報・通信関連のIT技術を応用する立場で自ら課題を発掘し、解決できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(6) (工学部第1部情報通信工学科の教育研究上の目的)

本学科は、ハードウェアとソフトウェアに精通し、IT基礎技術や、運用技術の教育・研究など、情報システム及び情報インフラを支えるIT技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(7) (工学部第2部情報通信メディア工学科の教育研究上の目的)

本学科は、「ソフトウェア」「通信」「メディア」の3分野の科目群で構成される科目を配置し、それぞれの分野で活躍できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(8) (工学部第2部建築学科の教育研究上の目的)

本学科は、人間生活の最も根源的な要素の一つである「建築」を深く理解した実践力のある建築家や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は学長が教授総会の意見を聴いて行う。

## 工学院大学 建築学部の教育研究上の目的に関する規則

### (本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、建築学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

### (建築学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて、建築および都市環境の創造・再生と新たに形成されてきている建築関連諸分野が今後求める専門家となる人材を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

### (建築学部各学科の教育研究上の目的)

第3条 前条に定める建築学部の教育研究上の目的を踏まえ、建築学部各学科の教育研究上の目的を次のように定める。

#### ① (建築学部まちづくり学科の教育研究上の目的)

本学科は、地球規模の大きな社会状況の変化のもとで、これから私たちがより快適に住み続けられるためのまちの新しいあり方を考え、身近なまちについて考える様々な視点（つくり手・住まい手の両方からの視点）を身につけ、多角的な視点からまちの将来像を構想し、実現していく素養を身につけた人材を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

#### ② (建築学部建築学科の教育研究上の目的)

本学科は、安全で快適な生活の場を構築することを目的として、大量生産・大量消費時代の新規供給中心の建築ではなく、安全で環境負荷の少ない生活環境の創造と維持を実現する建築の考え方を教育の中心に据えて、これからの新しい建築のあり方を規定するための高度な要素技術（計画、構造、設備、生産）を身につけた人材を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

#### ③ (建築学部建築デザイン学科の教育研究上の目的)

本学科は、単に美しいだけでなく、機能的にも優れ、快適で使いやすい、人間のための建築デザインとは何かを考え、新しいデザインのあり方を創造・発信するとともに、環境への配慮や人間の生活の質（Quality of Life）の向上をも考慮した建築の設計・提案をできる人材を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

### (雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

### (改廃)

第5条 この規則の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

# 工学院大学情報学部 of 教育研究上の目的に関する規則

(本規則設置の目的)

第 1 条 この規則は、工学院大学学則第 1 条に則り、情報学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

(情報学部の教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて情報がリードする高度情報化社会の時代に、人間が安心して快適に生活していける社会を構築していくための情報技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(情報学部の各学科の教育研究上の目的)

第 3 条 前条に定める情報学部の教育研究上の目的を踏まえ、情報学部各学科の教育研究上の目的を次のように定める。

(1) (情報通信工学科の教育研究上の目的)

本学科は、情報社会の基盤であるネットワーク・通信・デバイス技術について、その動作原理から応用システムまで幅広く理解することができ、さらには人と自然環境との共存という長期的視点に立って情報社会の高度化に寄与できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(2) (コンピュータ科学科の教育研究上の目的)

本学科は、進化を続けるコンピュータシステムを理解し、それを活用して大規模で複雑な情報を処理・加工する技術を習得し、情報の安全な利用を可能にする技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(3) (情報デザイン学科の教育研究上の目的)

本学科は、人とコンピュータとの調和を保ち、豊かな感性と情報技術に基づく新たな情報化社会を創造できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(4) (システム数理学科の教育研究上の目的)

本学科は、企業情報システム、社会情報システムを理解し、企業や社会が必要とする情報システムを構築するとともに数理的な思考力を用いて、ビッグデータを扱う実践的なデータ科学を習得し、経営戦略、マーケティング、企業情報戦略をリードできる技術者を育成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 5 条 この規則の改廃は、学長が教授総会の意見を聞いて行う。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。